

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7 年 5 月 3 0 日

福島県相双建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第 2 5 - 4 1 3 7 0 - 0 1 1 2 号
工 事 （ 委 託 業 務 ） 名	河川海岸維持管理工事（河道掘削）
質 問 事 項	
1 「水無川工区」の以下 2 点につきましてご教示をお願いいたします。 （1）平面図の「伐木②」で A=20, 000m² の伐木の記載がございます（建設副産物処理量 約 660 t）。現地を確認いたしましたところ、『伐木②』でお示しの河川内に約 660 t 相当の樹木や竹は無いように見受けられましたが、平面図の施工範囲に変更はありますでしょうか。 （2）伐木と伐竹の建設副産物処理料の種類は「幹」、「根」、「枝葉」のいずれになりますでしょうか。 2 同路線内で対岸に重機を移動する場合に河川の水位の影響で自走出来ない場合や施工箇所範囲内の橋梁の重量制限により搬送が出来ない場合に実績による重機搬送の変更を計上して頂けるのでしょうか。 3 現況堤防に仮道を設置する設計となっていますが、堤防に進入出来ない箇所や堤防天端幅が狭く大型ダンプの通行が出来ない箇所があります。水無川工区においては河川幅が狭い為に河川内に仮道を設置する事は難しく、その場合不整地運搬車等による現場内小運搬が発生すると考えられますが設計変更で計上して頂けるのでしょうか。 4 残土搬出先は暫定として小高区字岡田地内となっていますが、地元要望等による経路の変更が生じた場合、運搬距離の変更を計上して頂けるのでしょうか。又、残土搬出先で覆工板等の仮設材が必要となって場合その設置撤去手間及びリース料金を変更設計として計上して頂けるのでしょうか。	
回 答 事 項	

- 1 以下のとおり回答いたします。
 - (1) 「伐木②」の数量については、河川区域内の想定数量として、伐木等に伴う発生量を 0.06m³/m² で算出しております。そのため、数量および平面図の施工範囲に変更が生じる場合は、設計変更の対象といたします。
 - (2) 伐木・伐竹の建設副産物処理料については、すべて「木くず類伐根物（根）」として計上しております。なお、建設副産物処理区分については想定として計上しているため、変更が生じる場合は、設計変更の対象といたします。
- 2 重機搬送について、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議に応じます。
- 3 現場内小運搬について、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議に応じます。
- 4 運搬経路の変更および仮設等について、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議に応じます。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。